

# 羽生市地域見守りネットワークガイドライン

～孤立死、虐待などを発生させないために～

羽生市

## 1. ガイドラインの背景と目的

羽生市では、高齢者、障がい者及び児童など（以下「高齢者等」という。）が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう日常の見守り支援体制を進めています。

今般、急速に進む少子高齢化や1人暮らし高齢者世帯などの増加により家族や地域でのつながりが希薄になりつつある中で、社会から孤立する高齢者や障がい者が増えています。

一方、児童をはじめ、高齢者や障がい者に対する虐待事例も数多く発生しており、憂慮される問題となっています。

このガイドラインは、このような社会状況の中で、地域において真に支援を必要とする方の早期発見及び支援を行うため、日頃より高齢者等と関わりのある方々に、日常の見守り活動のご協力をお願いするものです。

## 2. ガイドラインの役割

このガイドラインは、日常の業務や見守りの中で誰もが異変に気づき、通報しやすいように、「個人情報の保護に関する法律」において、個人情報を提供できることとされている「人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」に該当する場合を具体的に示したものです。

## 3. 個人情報の保護

このガイドラインに基づき知り得た情報は、安否確認、緊急措置、行政サービスの提供や相談以外には使用しません。併せて、通報いただいた方の個人情報も保護します。

ただし、本人の希望による本人のみの情報、通報者の表彰、個人を特定できない範囲での報道発表、犯罪防止のほか、特に必要と認められた場合はこの限りではありません。

## 4. ガイドラインの概要

このガイドラインは、以下の事項について示したものです。

- ①通報先
- ②通報すべき異変と思われる基準例  
→ 『羽生市見守りチェックシート』(3頁参照)
- ③見守りネットワークの具体的な方法

### ① 通報先

#### ●明らかな異変の場合 ⇒ 即時通報

- |                                |                     |
|--------------------------------|---------------------|
| ①対象者が明らかに死亡している                | → 警察署(110)          |
| ②対象者が傷病の状態である                  | → 消防署(119)          |
| ③対象者は確認できるが、生存<br>または死亡が確認できない | → 消防署(119)・警察署(110) |

#### ●異変が疑われる場合 ⇒ 市役所担当課まで通報して下さい。

- ①対象者が確認できず生存または死亡も確認できない
- ②異変が疑われる、又は気になるなどの状態の場合  
⇒3頁の『見守りチェックシート』を活用

羽生市役所 048-561-1121

#### ◎ 月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分（祝日を除く）

- |               |                           |
|---------------|---------------------------|
| 高齢者(65歳以上)の世帯 | → 高齢介護課高齢福祉係(内線167.168)   |
| 障がい者世帯        | → 社会福祉課障がい福祉係(内線152.159)  |
| 子どもの虐待        | → 子育て支援課子育て支援係(内線191.192) |
| その他(不明の場合を含む) | → 高齢介護課高齢福祉係(内線167.168)   |

#### ◎ 上記の時間帯以外の場合

- |         |   |
|---------|---|
| ➤ 市役所代表 | 048-561-1121<br>最初に日直が対応します。その後、消防署に転送されます。 |
| ➤ 消防署   | 048-565-1919<br>市役所が通じない場合は、直接消防署へ通報して下さい。  |

## ② 羽生市見守りチェックシート

- 最近外出していない様子である。姿を見かけなくなった。
- 新聞や郵便物がポストにたまっている。
- 同じ洗濯物が何日も干してある。
- 家事や買い物が辛い、食欲がないなどと本人が言っている。
- 最近痩せてきた。体調が悪そう。
- 身なりが乱れている。 （不潔である 季節にそぐわない服装頭髪の乱れ）
- 異臭がする。
- 以前に比べて部屋の中が散らかっている。
- 目を合わせようとしめない。話をすることを拒む。
- あざなどがあり暴力を受けている様子がある。
- 怒鳴り声や激しい鳴き声がする。
- 長時間外にいる。
- そわそわしている。おどおどしている。

**「あれ」、「どうしたのかな？」という小さな気づき大切です。**

**※高齢者・障がい者・児童など、対象は問いません。**

### ③ 見守りネットワークの流れ(異変が疑われる場合)

